

「令和6年能登半島地震」で被災された方への 診療等の際は下記の点にご留意ください。

（被災地以外の医療機関・薬局等も同様です）

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

【対象者】

被災により、保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない方

【医療機関・薬局等の対応】

窓口で患者に次の事項を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④加入している医療保険者（※）

（※）被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所

2. 以下に該当する場合、診療等に係る窓口での 一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

【特例の期間】

令和6年4月末までの診療・調剤・訪問看護（医療保険）

【対象者】（1）・（2）の両方に該当する患者の方

（1）「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用市町村の住民の方
で、次のいずれか保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保
- ② 災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合



（※）具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページで確認できます。

厚生労働省HP「政策について」>「分野別の政策一覧」>「他分野の取り組み」>「災害」>
「石川県能登地方を震源とする地震について」>「令和6年能登半島地震」で被災された方々
の医療機関等での窓口での支払いは不要です」

（2）次のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
（※）罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で可
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ " の行方が不明である旨
- ④ " が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ " が失職し、現在収入がない旨

【医療機関・薬局等の対応】

- ・ 窓口で申し立てがあった場合には、一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません。
- ・ 保険請求（レセプト請求）の際は、一部負担金等の額も含めた全額を請求してください。